

第3号様式（5関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

| | | |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">災 害 応急対策用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話) 氏名</p> | <p style="text-align: center;">災 害 応急対策用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出済証</p> <p style="text-align: center;">左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県公安委員会 印</p> | |
| 番号標に表示されている番号 | | <p>(注)</p> <p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、車両の本拠の位置を管轄する警察署に届け出て再交付を受けてください。車両の本拠の位置が神奈川県内に所在する場合は、神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊に届け出ることもできます。</p> <p>3 次に該当する場合は、本届出済証を返納してください。</p> <p>(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p> |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） | | |
| 車両の使用者 | 住所 () 局 番 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 活動地域 | | |
| <p>(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。車両の本拠の位置が神奈川県内に所在する場合は、神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊に提出することもできます。</p> | | |